

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

審査請求人代理人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]福祉事務所長

上記審査請求人が令和3年5月17日に提起した、上記処分庁による令和■年■
月■日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に
基づく費用返還金額決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が、処分庁から受けた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく費用返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 事案の経緯等

(1) 審査請求人は、令和■年■月■日から、処分庁から法による保護を受けていた。

(2) 審査請求人は、令和3年3月2日、■■■■役所の窓口を訪れ、処分庁の職員（以下「職員」という。）に対し退職金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条の失業等給付の受給に係る申告（以下「本件受給申告」という。）をしていなかったことの申出（以下「本件申出」という。）をし、職員は、本件受給申告に係る通帳等の写しを挙証資料として受け取った。

また、本件受給申告に係る収入（以下「本件収入」という。）は、次のとおりであった。

ア 退職金	令和■年■月■日付け	■■■■円
	同年■月■日付け	■■■■円
イ 失業等給付	同年■月■日付け	■■■■円
	同年■■月■日付け	■■■■円
	同年■■月■日付け	■■■■円
	同月■■日付け	■■■■円
計		■■■■円

(3) 審査請求人は、令和3年3月3日午前9時35分頃、処分庁に架電し、職員に対し、■■■■役所に本件収入に係る金銭を持参すると伝えた。職員は、審査請求人の担当者ではなかったことから、審査請求人を担当する職員（以下「担当職員」という。）に対して当該内容を伝えるためのメモを作成した。

(4) 担当職員は、同日午前9時45分頃、当該メモを確認し、審査請求人に架電し、①雇用保険受給資格証明書等の資料を審査請求人から受領してしていないので、本件収入の取扱いについて方針が決まっていないこと、②今後、福祉事務所の手続が済んでから返還金として取り扱う場合は、納付書を送るので、その納付書により銀行窓口で納付してもらうことになり、生活支援課の窓口では現金を持ってきても納付することはできないこと、③大金を持ち歩くことは危険だからお金を持ってこないで欲しいことを伝え、審査請求人は了承した。

(5) 審査請求人は、同日午後12時55分頃、[]役所を訪れ、担当職員に対して、ハローワークから[]役所へ向かう途中の電車内に、上記(2)の本件収入に係る現金が入ったバックを置き忘れ、改札を出た後に気付いたこと及び[]駅の職員に紛失届を、[]警察署に盗難届を提出したことを申し出た。

担当職員は、審査請求人に対して本件受給申告をしなかった理由と現金を紛失した経緯について教えてほしいと伝えたところ、審査請求人は考えをまとめられずにいる様子であったため、紙を渡し、考えをまとめることを提案したところ、審査請求人から同日及び同月5日に経緯等について記した書面が提出された。

また、担当職員は、盗難届の写しを受け取るとともに、審査請求人に対して、収入申告が遅延し、その収入が処分庁で変更できる期限より前の収入（遡及期間外の収入）の場合は、法第63条に基づく返還金、不正受給と認められる場合は法第78条に基づく徴収金、さらに悪質と考えられる場合は、告訴になる可能性があることなど返還金及び徴収金の種類について説明し、次のことを伝えた。

ア 収入があったことは事実なので返還金として取り扱うことが原則である。

イ 今後収入があれば速やかに申告すること。

ウ 当該収入について処分庁で検討する。

なお、以下、審査請求人が同日、本件収入に係る金銭 [REDACTED] 円を遺失したことを、「本件遺失」という。

- (6) 処分庁は、審査請求人から本件申出があったことから、同年4月13日、ケース診断会議において、審査請求人に対して法第63条を適用することとし、返還額を本件遺失に係る額から8,000円を控除(退職金に係る控除)した額とすることとした。
- (7) 処分庁は、[REDACTED]月[REDACTED]日付けで、返還額を [REDACTED]円とする本件処分をした。本件処分に係る通知書(以下「本件処分通知」という。)には、「返還の事由」として、「退職金及び雇用保険金について資力発生時点から遡及期限外に収入申告があったため、生活保護法第63条の規定に基づき返還を求めるもの。」と記載され、「返還額の算出根拠」として、「令和[REDACTED]年[REDACTED]月から同年[REDACTED]月にかけて受領した退職金から事務次官通知第8-3-(2)による控除をした額、令和[REDACTED]年[REDACTED]月から同年[REDACTED]月にかけて受領した雇用保険金の合算額」と記載されていた。
- (8) 審査請求人は、令和3年5月17日、埼玉県知事に対して、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」について、一旦資力を有したにもかかわらず、一度も被保護者の需要に充てられることなく紛失した場合には、その額において費用返還の対象とはならないというべきである。
- (2) 本件処分について処分庁は、審査請求人が退職金を保持しており、これを

紛失したことを承知している。そのため、法第63条に基づく処分を下すに当たっては、紛失の事実及びその額、その取扱いを検討する必要がある。それにもかかわらず、処分庁は、その紛失について一切考慮することなく、単純に収入をもって「資力」に当たるとしている。かかる点について、被処分者に処分を下すに当たり、重大な事実誤認及び判断過程の誤りがある。

(3) 本件処分の理由付記では、処分庁において審査請求人の資産の紛失についてどのような事実を検討し、どのように判断したのかを知ることができない。また、審査請求人にとって、かかる判断の適否を確認できず、不服申し立てにも資さない。

(4) 法第63条に基づく処分は不利益処分であって、その要件充足性についての主張・立証責任は処分行政庁にある。ゆえに、本件遺失が不可抗力と言えないことに関する主張・証明の責任は処分庁にある。

(5) 処分庁は、「返還金の控除」との理解を前提としているが、資力のある者が法第63条に基づく処分を下す前に不可抗力によりその資産を喪失した場合には、もとより法第63条による資産に当たらないと解するべきであり、控除の話ではない。

2 処分庁の主張

(1) 法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合について、本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力によって消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合には、当該消失した額を控除して差し支えないとされている（「生活保護費の費用返還及び費用返還徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還通知」という。）1の(1)の①及び「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以

下「問答集」という。)問13-5(答)(2))。

- (2) 扶助費の再支給については、盗難、強奪その他不可抗力により前渡金等を失った場合に認められるものであるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにもかかわらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められないとされている(「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の問16の答1の(2))。

審査請求人は、本件遺失を主張しているが、本件遺失について審査請求人からは置き忘れであるとの申出があったのみで、処分庁は審査請求人が不可抗力であったとの認識はしていないことから、本件処分に当たり、本件遺失に係る金銭の額を返還額から控除することについては検討の対象とならない。

- (3) 法第63条の返還の対象から除外されるためには、本件遺失について不可抗力であったことが証明されなければならないが、本件処分に当たり、本件遺失が不可抗力によるものであったとの立証がされていない。

このため、本件処分に当たり、本件遺失に係る金銭の額については、検討の対象とならない。本件処分に当たり検討を要しないものについて本件処分の通知に記載する必要はないため、通知書の理由付記に不足はない。

第3 理由

1. 本件に係る法令等の規定について

- (1) 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない(法第61条)。
- (2) 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める

額を返還しなければならない（法第63条）。

(3) 法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである（問答集問13-5（答）(1)）。

(4) 法第63条に基づく費用返還については、原則、保護金品の全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還することによって当該世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額（①から⑥まで）を控除して差し支えない（費用返還通知1の(1)）。

①は本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力によって消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合の控除、②は家屋補修、生業等の一時的な経費の控除、③は次官通知第8の3の(3)に該当するものであり事前に保護の実施機関に相談があったものの控除、④は当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額（以下「自立更生費」という。）の控除、⑤は遡及して受給した年金の控除、⑥は保護から脱却する場合の控除である。

(5) 保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。

なお、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(5)に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものである（問答集問13-5（答）(2)）。

ア 盗難等の不可抗力による消失した額（事実が証明されるものに限る。）

(6) 前渡された保護金品又は収入として認定された金品を（以下「前渡保護金品等」という。）を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の4）。

ア 災害のために前途保護金品等を流出し、又は紛失した場合

イ 盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合

(7) 扶助費の再支給を行うにあたり、留意することとして、「その他不可抗力」については、その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない（課長通知第10の問16の答1の(2)）。

(8) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又は長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受領額を認定すること（次官通知第8の3の(2)のアの（ア））。

(9) （ア）の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした経費がある場合は、その実際必要額を認定すること（次官通知第8の3の(2)のアの（イ））。

(10) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合は、そのこえる額を収入として認定すること（次官通知第8の3の(2)のエの（イ））。

(11) 被保護者が会社の退職に伴い受領した退職金は、就労に伴い結果的に得られる収入であるが、次官通知第8の3の(2)のエの（イ）の「その他の臨時的収入」であり、月々に得られる就労収入とは認められない（「生活保護マニュアル2019年6月」（埼玉県福祉部社会福祉課発行）（問6-19）（答））

(12) 既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合

は、局長通知第10の2の(8)により、その返還に要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである（問答集問13-2（答）3）。

- (13) 法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県及び市町村に対して、一定額を速やかに返還しなければならないとしつつ、その返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」と上限となる金額を定める一方、その具体的な算定方法を定めることなく、「保護の実施機関の定める額」と規定している。

これは、被保護者に本来受ける必要がなかった給付済みの金額の全額を返還させることを原則としつつ、生活に困窮する国民に最低限度の生活を保障し、その自立を助長するという目的としていること（法第1条）に鑑み、保護費全額を返還させることにより、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反し、又はその自立を阻害することとなるおそれがある場合には、全額を返還させずに給付済みの保護費の範囲内において返還額を定めることができるものとする趣旨と解される。

したがって、法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産、収入の状況、保護金品を受領した経緯及び使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限（法第28条、法第29条）を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないか検討

(令和元年7月25日福岡高等裁判所判決)。

- ## 2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

本件についてみると、審査請求人は、本件収入について処分庁が当該事実を確認する同年■月■日まで保護費を受給しており、法第63条に規定する急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときに該当し、本件収入は審査請求人の受けた保護金品に相当する金額の範囲内であることから、本件収入に係る金銭■■■■■■■■■■円を同条による返還対象とした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

審査請求人は3月3日及び同月5日に処分庁あてに提出した書面の中で、

「
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

。」と自身の精神状態を述べるとともに、紛失してしまった経緯やその時の精神状態について釈明している。

一方で処分庁は、令和3年4月13日に開催されたケース診断会議において、審査請求人が釈明した普段の精神状態や紛失の経緯等については特段考慮することではなく、また審査請求人からは置き忘れであるとの申し出があったのみで、審査請求人は本件遺失が不可抗力によるものと認識していないことから、本件遺失に係る金銭の額を控除することについては検討の対象外であるとし、本件収入に係る [REDACTED] 円から8,000円を控除した [REDACTED] 円を返還額として決定した。

また、自立更生費については、審査請求人に [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に生活保護を受給してから、生活の維持向上、生活保護脱却を目指すために何か購入したものがあれば、課内で検討し、自立更生費として返還金から控除できる可能性がある旨伝えたところ、特段無いとのことであったため、自立更生費は認めなかった。

ところで、本件処分により審査請求人が返還しなければならない金額は [REDACTED] 万円を超えるものであり、本件遺失の事実を踏まえると、処分庁は、本件処分が法の趣旨に実質的に反するものとならないよう、慎重な検討が求められていたといえる。

処分庁は、審査請求人が不可抗力であったとの認識をしていないとして、本件処分に当たり本件遺失に係る金銭の額を返還額から控除する検討の対象としていないが、審査請求人は [REDACTED] おり、3月3日及び5日に処

分庁あてに提出された書面においても不安定な精神状態について釈明していることを考慮すると、本件遺失において、審査請求人が社会通念上一般に要求される程度の注意を欠いていたかについて、主治医等の専門家からの意見を聴取するなどして慎重に判断すべきであったといえる。

したがって、本件処分は十分な調査及び検討を経て返還額を決定したものと認められないことから、本件処分はその判断過程において瑕疵があり取り消されるべきものである。

(2) 理由付記について

審査請求人は、「本件処分の理由付記では、処分庁において審査請求人の資産の紛失についてどのような事実を検討し、どのように判断したのかを知ることができない。また、審査請求人にとって、かかる判断の適否を確認できず、不服申し立てにも資さない。」と主張している。

ところで、不利益処分に係る理由付記について、行政手続法は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」(同法第14条第1項)、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない(同法第14条第3項)」と規定している。

また、同条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解され、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである(最高裁判

所第三小法廷平成23年6月7日判決)。

また、一般に、法律が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであり、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して一般旅券の発給が拒否されたのかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に発券拒否の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知りうるような場合は別として、旅券法の要求する理由付記としては十分でないといわなければならず、いかなる事実関係を認定して申請者が同号に該当する判断したのかを具体的に記載することを要すると解するのが相当である。(最高裁判所第三小法廷昭和60年1月22日判決)。

以上を踏まえ、以下、本件処分について、行政手続法第14条第1項本文に定める理由提示義務の違反があるか否かを検討する。

法第63条は、「被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない。」と規定している。

本件処分通知には、「退職金及び雇用保険金について資力発生時点から遡及期間外に収入申告があったため、生活保護法第63条の規定に基づき返還を求めるもの。」との返還理由(以下「本件返還理由」という。)が記載され、「返還額の算出根拠」として、「令和■年■月から同年■月にかけて受領した退職金から事務次官通知第8-3-(2)による控除をした額、令和■年■月から同年■月にかけて受領した雇用保険金の合算額」と記載されていた。

本件返還理由には、本件処分の根拠法条として、法第63条が示されているものの、返還額を定める前提となる本件遺失が、費用返還通知1の(1)の①の「不可抗力」に該当しないとした処分庁の事実関係の認定及び理由が記載されてい

ない。

この点について、処分庁は、「本件処分に当たり、本件遺失が不可抗力によるものであることが立証されていないため、本件処分に当たり本件遺失に係る金銭の額について検討の対象とならないので、本件処分通知に記載する必要はない。」と主張している。

しかしながら、審査請求人において、返還額（ 円）から本件遺失に係る額が控除されなかった理由は、本件処分の適否の判断に係る重要な事項であり、本件処分の理由を審査請求人に知らせて不服申立ての便宜を図るという行政手続法の趣旨に照らし、本件処分の理由付記において示されるべきものと解されることから、処分庁の主張は失当と言わざるを得ない。

さらに、処分庁は、令和3年4月13日のケース診断会議において、費用返還通知1の(1)の①の適用について検討した上で、「担当職員が大金を持ってこないように注意をしたにもかかわらず電車に置き忘れたことや現金 万円を持ち歩く行動は社会通念上一般に要求される注意をしたとは言えない。」と判断しており、このことは、本件処分において返還額からの本件遺失に係る金銭の額の控除の可否を検討していたことにほかならず、いかなる事実関係の認定をし、いかなる理由で本件遺失に係る金銭の額を控除をしなかったのかを本件返還理由に記載すべきであった。

よって、本件返還理由は、本件処分の理由の提示として不十分と言わざるを得ず、行政手続法第14条第1項のただし書の要件にも当たらない場合であるから、手続き上の違法を理由としても本件処分を取消すべきである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和4年11月1日

審査庁 埼玉県知事 大野 元 裕



